

電子証明書取得用バウチャーの販売及び使用に関する規約

本規約は、デジサート・ジャパン合同会社（以下、「デジサート」といいます。）が発行する電子証明書「SSL 証明書」（以下、「サーバ ID」といいます。）を取得可能な権利を表章するバウチャーを株式会社帝国データバンク（以下、「TDB」といいます。）が販売し、お客さま（以下「ユーザ」といいます）がこれを利用することに関する基本事項を定めるものです。ユーザは本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾したものとみなされます。

第 1 条（指名）

ユーザは、デジサートにより以下の時宜に更新されるアドレスまたは後継アドレスにある加入者規約/サブスクライバー契約書(a)及び認定規定の条件(b)を遵守するものとします。

- (a) <https://www.digicert.com/wp-content/uploads/2020/05/Subscriber-Agreement-5.6.20-1.pdf>
- (b) <https://www.digicert.com/legal-repository/>

第 2 条（バウチャーの利用）

1. バウチャーは、サーバ ID を取得することのみ用いることができるものとします。
2. サーバ ID の発行は、ユーザがデジサートに対して請求することにより、デジサートが行います。具体的な発行手続及び利用方法全般については、デジサートが定めるデジサート電子証明書利用規約（以下、「サーバ ID 関連規定」といいます。）によるものとし、ユーザはサーバ ID 関連規定を遵守することについて予め承認するものとします。
3. バウチャーの有効期限及びバウチャーの利用にあたっての要領・注意事項は、当該バウチャー記載のとおりです。

第 3 条（バウチャーの発行）

1. ユーザは、TDB 所定の書式により TDB に対しバウチャーの取得を申し込むものとし、TDB がこれを承諾することにより、バウチャーの販売に関する契約（以下、「利用契約」といいます。）が成立するものとします。
2. ユーザは、前項による申込みをユーザ側の事情により一方的に取り消すことはできないものとします。
3. ユーザは、以下の事項について承諾します。
 - (1) 申込時の個人情報とは、発行手続きにともないデジサートに提供されます。デジサートは、提供を受けたデータについては、適宜アップデートされる <https://www.digicert.com/digicert-privacy-policy/>または後継アドレスの法務リポジトリに公開され、本契約の一部とし、サービスに該当するプライバシーステートメントやプライバシーポリシー（以下「プライバシーステートメント」という）を遵守しています。
 - (2) デジサートは、ユーザが証明書の申請に記載した情報を証明書の中に含めることができます。さらにデジサートは、(a) 証明書とその状況についての情報をリポジトリに記載し；(b) そういった情報を、本契約、顧客契約、そしてプライバシーステートメントに規定される目的のために使用する事ができます。
4. バウチャーの発行方法は、第 1 項の申込み時に登録されたユーザの電子メールアドレス宛にバウチャーを PDF 形式にしたファイル及び当該バウチャーに係る情報が記録された CSV ファイルを電子メールに添付して送信する方法によるものとします。
5. ユーザは、発行されたバウチャーの管理について、一切の責任を負うものとします。

第 4 条（販売代金）

1. ユーザは、バウチャー発行後 60 日以内に、TDB 所定の販売代金を支払うものとします。
2. 前項の期限までにバウチャーの販売代金の支払いがない場合、TDB は、当該バウチャーを失効させることができるものとします。

第 5 条（返金不可）

バウチャーの販売代金は、理由の如何を問わず返金されないものであることをユーザは予め承諾するものとします。

第 6 条（譲渡、転売の禁止）

ユーザは、購入したバウチャーを第三者に譲渡したり転売したりすることはできません。

第 7 条（免責／責任制限）

1. TDB は、バウチャーの販売のみを行うものです。TDB は、明示的、暗示的または法令によるものであるかに関わらず、いかなる事柄についても、その商業性、特定の目的への適性、及び第三者の非侵害に関する暗示的な保証を含み、すべての保証に対して責任を負わないものとし、サーバ ID の利用はユーザが自己の責任においてこれを行うものとします。
2. TDB は、サーバ ID について何らの保証も行わないものとし、サーバ ID の利用に関して発生したユーザの損害について、TDB はその責を負わないものとします。
3. TDB の故意または重大な過失によりユーザに損害が発生したときは、TDB は、ユーザの損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 前項に定める TDB の損害賠償責任は、利用契約により、または利用契約に関連して発生した請求に先立つ 12 ヶ月の間に限り、上限で第 4 条に定める販売代金を超えないものとします。

第 8 条（電子証明書の取扱い中止等）

デジサートは、自らの判断によりサーバ ID の取扱いを中止する、及び、サーバ ID の互換性もしくは性能に実質的に影響しない変更をそのサーバ ID に加えることがあります。また、デジサートは、ユーザの証明書の認証と検証に使用されたユーザの団体情報が変更されたり、またはユーザが顧客契約（登録契約を含む）の義務に違反した場合、ユーザの証明書を失効させることができるものとします。加え

て、デジタル PKI の信用と完全性を維持するため、デジタルがデジタル PKI に害があると考える行為に対しても、デジタルはユーザの証明書を失効させる権利を有しています。

第 9 条 (サポート)

ユーザからの問合せ対応及びサポートサービスとして TDB が行うのは、商業的に合理的な範囲に限るものとし、具体的には、販売前の質問に対する回答、設定、申請の手続き、統合、及び販売後の質問、基本的な統合サポート、問題のスクリーニング、基本的な診断が含まれます。

第 10 条 (本規約の変更)

TDB は、随時 (i) 本規約の条件を改定、または (ii) 本規約に基づき提供されるサービスの一部を変更することができます。上記の変更は、当該変更が TDB のウェブサイトに掲載されてから 30 日後、または利用者へ電子メールによって通知した場合はその時点で、有効となります。当該変更がなされた後、継続してサービスを利用した場合、利用者は、これらの変更拘束されることに同意したことになります。

第 11 条 (合意管轄)

本規約に関して生じる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることをユーザと TDB はともに合意します。

以上

2020 年 11 月 1 日 制定

(制定・変更の履歴)

2020 年 10 月 23 日 修正

2020 年 9 月 28 日 制定